

○蒲郡市幸田町衛生組合の休日进行定 める条例

(平成四年十二月二十八日
条例 第三三号)

(組合の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、組合の休日とし、組合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 前項の規定は、組合の休日に組合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(期限の特例)

第二条 組合の行政庁に対する申請、届出その他の行為の期限で条例又は規則で規定する期間(時をもつて定める期間を除く。)をもつて定めるものが組合の休日に当たるときは、組合の休日の翌

日をもつてその期限とみなす。ただし、条例又は規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附則

この条例は、平成五年四月一日から施行する。